

単元未満株式の買取・買増に関するご案内

1 単元(当社の場合は 100 株)に満たない株式につきましては、証券取引所で売買することはできませんが、当社は、単元未満株式の「買取請求制度」、「買増請求制度」を設けております。

「買取請求制度」とは、株主様が、その保有する単元未満株式を買い取することを会社に対し請求することができる制度です。この「買取請求制度」をご利用いただくことで、市場価格で当社にお売りいただくことができます。

また、「買増請求制度」とは、株主様が、その保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数(100 株)となる数の株式を売り渡すことを会社に対し請求することができる制度です。この「買増請求制度」をご利用いただくことで、単元株式数(100 株)にするための不足分を市場価格で買い増し、株主様の保有株式を単元株式(100 株)にすることができます。

具体的なお手続きは、証券会社にて口座を開設されている株主様につきましてはお取引されている証券会社に、特別口座を開設の株主様につきましては株主名簿管理人にお問い合わせください。

なお、当社では、会社に対する単元未満株式の買取・買増に関する手数料を無料としております(証券会社への手数料は、お取引されている証券会社へご確認ください)。

株主名簿管理人	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
お問い合わせ先	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
	東京都府中市日鋼町 1-1
	電 話 0120-232-711 (通話料無料)
	郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29 号
	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部